

田野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（平成28年度普通会計決算）

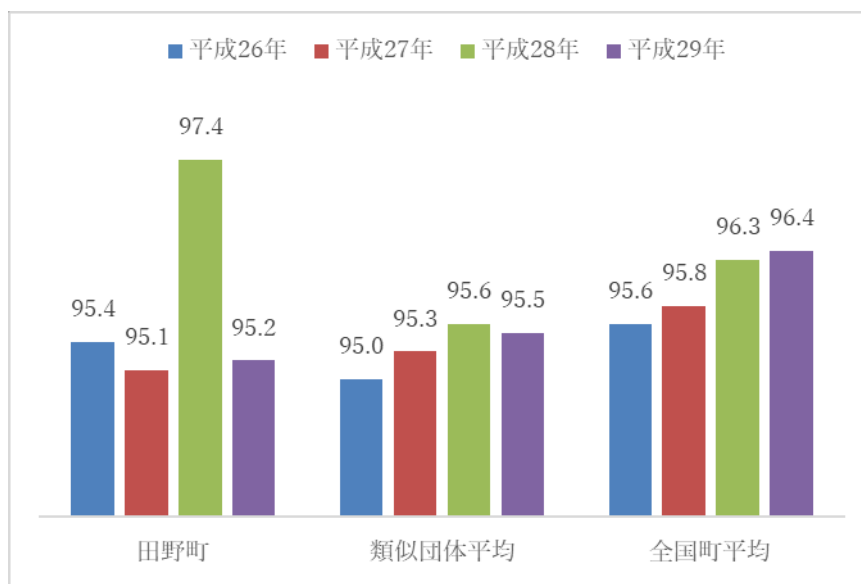
住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度 の人件費率
人 2,763	千円 2,707,122	千円 37,706	千円 394,400	% 14.6	% 13.3

(2) 職員給与費の状況（平成28年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 43	千円 135,774	千円 19,509	千円 48,015	千円 203,298	千円 4,728

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 実施時期(平成29年4月1日)

(給料表の改定実施時期) 平成29年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、国基準の給料表に切り替え。激変緩和のため、平成30年3月31日まで経過措置(現給保障)を実施。

③その他の見直し内容

一般職の職員の給与に関する条例の一部を県と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)
また、単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
田野町	35.8歳	263,000円	304,910円	287,817円
高知県	43.3歳	322,451円	386,192円	343,770円
国	43.6歳	330,531円	410,719円	—円
類似団体	40.8歳	295,601円	334,798円	324,655円

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		田野町	高知県	国
一般行政職	大学卒	167,600円	181,900円	178,200円
	高校卒	146,100円	148,200円	146,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	254,300円	304,600円	345,100円	407,600円
	高校卒	—	264,200円	318,100円	364,900円

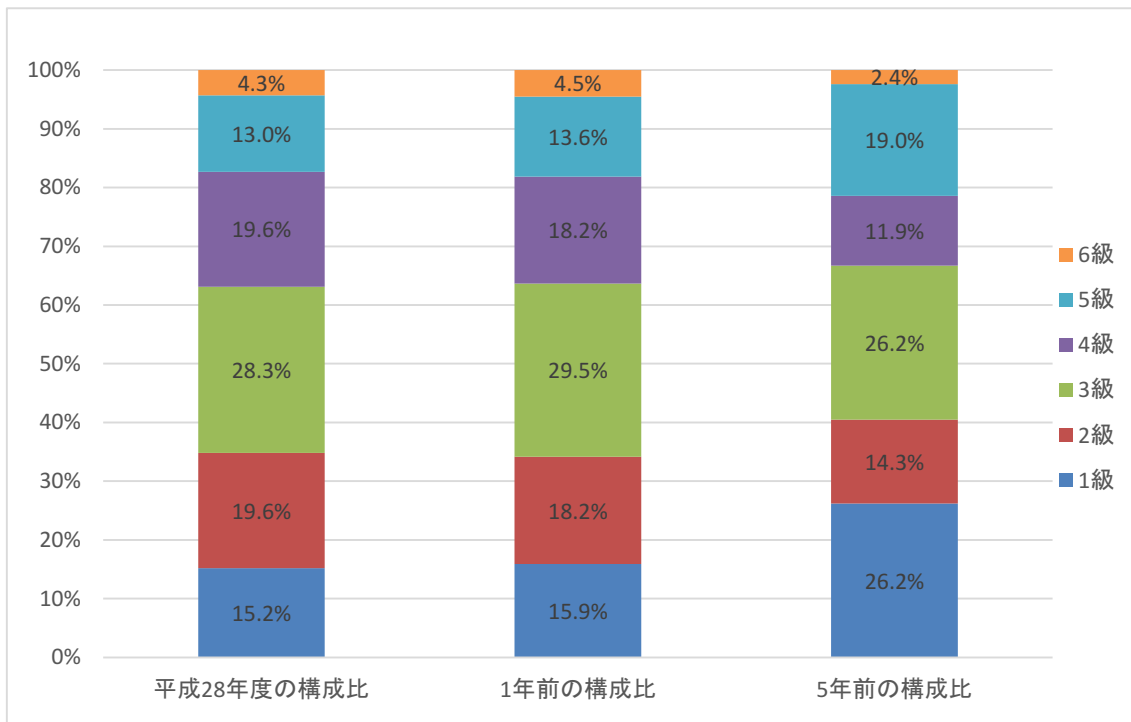
- (注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学業卒業後に直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。
- 2 総務省が定める公表様式による階層区分は、経験年数が10年・20年・25年・30年であるが、それぞれ該当者が少数のため、近似の5年範囲の平均数値を記載。また、数値を記載していない欄は、該当者がいないため記載していないもの。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	9人	18.4%	141,600円	246,600円
2級	主幹	9人	18.4%	191,700円	303,400円
3級	係長	12人	24.5%	227,900円	349,200円
4級	課長補佐	11人	22.4%	261,100円	380,200円
5級	課長	6人	12.2%	287,100円	392,200円
6級	課長	2人	4.1%	317,700円	409,400円
計		49人	100%	—	—

- (注) 1 田野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	田野町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務成績は、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」の4段階に区分。成績率は、職務について監督する地位にある者による評価に基づき、任命権者が決定。

田野町	高知県	国																																				
1人当たりの平均支給額 (平成28年度) 1,044千円	1人当たりの平均支給額 (平成28年度) 1,568千円	—																																				
(平成28年度支給割合)	(平成28年度支給割合)	(平成28年度支給割合)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20月分 (0.64月分)</td> <td>0.7月分 (0.35月分)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.35月分 (0.735月分)</td> <td>0.8月分 (0.4月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.55月分 (1.375月分)</td> <td>1.50月分 (0.75月分)</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.20月分 (0.64月分)	0.7月分 (0.35月分)	12月期	1.35月分 (0.735月分)	0.8月分 (0.4月分)	計	2.55月分 (1.375月分)	1.50月分 (0.75月分)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20月分 (0.64月分)</td> <td>0.7月分 (0.35月分)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.35月分 (0.735月分)</td> <td>0.8月分 (0.4月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.55月分 (1.375月分)</td> <td>1.50月分 (0.75月分)</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.20月分 (0.64月分)	0.7月分 (0.35月分)	12月期	1.35月分 (0.735月分)	0.8月分 (0.4月分)	計	2.55月分 (1.375月分)	1.50月分 (0.75月分)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分 (0.65月分)</td> <td>0.8月分 (0.4月分)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分 (0.80月分)</td> <td>0.9月分 (0.45月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60月分 (1.45月分)</td> <td>1.7月分 (0.85月分)</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.8月分 (0.4月分)	12月期	1.375月分 (0.80月分)	0.9月分 (0.45月分)	計	2.60月分 (1.45月分)	1.7月分 (0.85月分)
	期末手当	勤勉手当																																				
6月期	1.20月分 (0.64月分)	0.7月分 (0.35月分)																																				
12月期	1.35月分 (0.735月分)	0.8月分 (0.4月分)																																				
計	2.55月分 (1.375月分)	1.50月分 (0.75月分)																																				
	期末手当	勤勉手当																																				
6月期	1.20月分 (0.64月分)	0.7月分 (0.35月分)																																				
12月期	1.35月分 (0.735月分)	0.8月分 (0.4月分)																																				
計	2.55月分 (1.375月分)	1.50月分 (0.75月分)																																				
	期末手当	勤勉手当																																				
6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.8月分 (0.4月分)																																				
12月期	1.375月分 (0.80月分)	0.9月分 (0.45月分)																																				
計	2.60月分 (1.45月分)	1.7月分 (0.85月分)																																				
(加算措置の状況) 職務上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職務上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%																																				

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

田野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%）		

(3) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	7,907千円
職員1人当たりの平均支給年額（平成28年度決算）	214千円
支給実績（平成27年度決算）	8,160千円
職員1人当たりの平均支給年額（平成27年度決算）	227千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等を除く。）である。

(4) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (28年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給		同	—	2,761千円	306,778円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 10,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者のいない扶養親族のうち1人 10,000円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算)	同	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者のいない扶養親族のうち1人 10,000円 	4,519千円	251,055円
住居手当	1.自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃 - 12,000円 ・家賃23,000円以上55,000円未満 $(家賃 - 23,000) \times 0.5 + 11,000$ ・家賃55,000円以上27,000円(支給限度額) 	同	—	3,925千円	248,500円
宿日直手当	職員が宿日直業務をした場合に支給	1回 4,200円	同	—	97千円	4,200円
通勤手当	町外から通勤のため、片道3キロ以上自動車等を利用している職員	距離に応じて2,000円から31,600円支給	異	片道2キロ以上から支給	702千円	218,500円
管理職員特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給	週休日又は祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等に勤務した場合、6時間未満の場合8,000円、6時間以上の場合12,000円を支給	同	—	336千円	37,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町長		700,000円	
	副町長		611,000円	
	教育長		566,000円	
報 酬	議 長		238,000円	
	副 議 長		192,000円	
	議会 常任 委員 長		176,000円	
	議 員		165,000円	
期 末 手 当	町長 副町長 教育長	(平成28年度支給割合) 6月期 1.225月分 加算措置 15%	12月期 1.375月分	
	議 長 副 議 長 議会 常任 委員 長 議 員	(平成28年度支給割合) 6月期 1.225月分 加算措置 15%	12月期 1.375月分	
退 職 手 当	町長	(算定方式) 給料×在職年数×500/100	(1期の手当額) 14,000,000	(支給時期) (任期毎)
	副町長	給料×在職年数×300/100	7,332,000	(任期毎)
	教育長	給料×在職年数×250/100	5,660,000	(任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人)

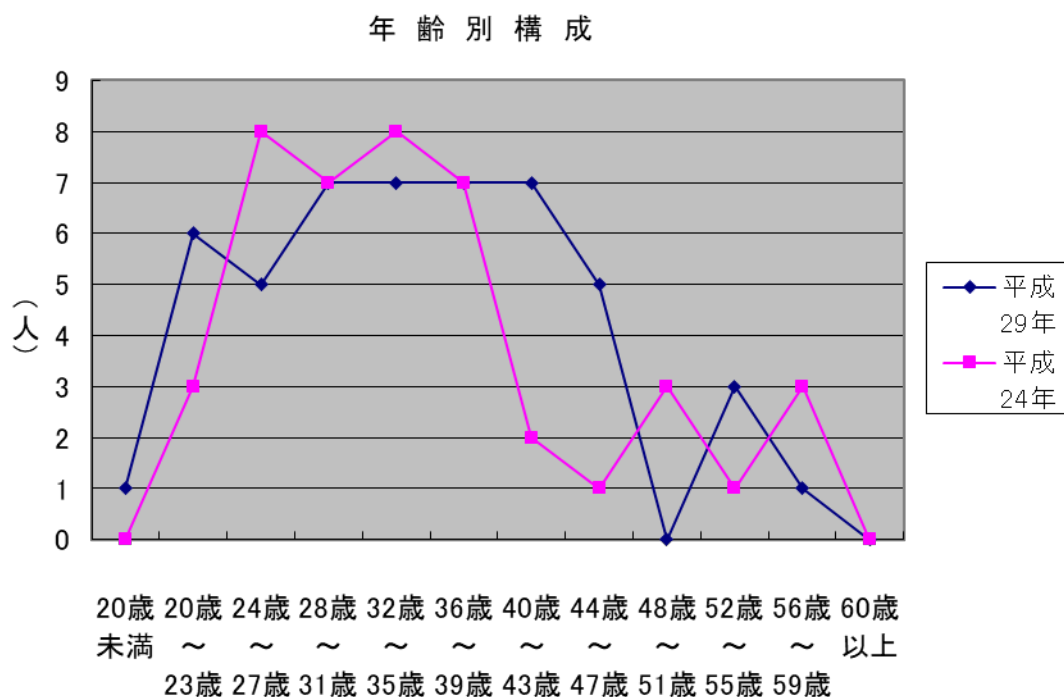
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
一般行政部門	議会	1	1		
	総務	14	16	2	地方創生及び情報関連業務の充実
	税務	2	2		
	農林水産	1	1		
	土木	3	3		
	民生	9	9		
	衛生	4	4		
	小計	34	36		
特別行政部門	教育	9	10	1	延長保育への対応
	小計	9	10		
公営企業等 会計部門	水道	1	1		
	その他	2	2		
	小計	3	3		
合計		46	49	3	

※総務・・・総務一般（財政、給与）、出納、戸籍、企画など

※民生・・・民生、保育など

※その他・・・国保など

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	5人	7人	7人	7人	7人	5人	0人	3人	1人	-人	49人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	30	31	33	31	34	37	7(23.3%)
教育	10	10	10	10	9	9	△1(△10%)
公営企業等会計計	3	3	3	3	3	3	(0%)
計	43	44	46	44	46	49	6(14.0%)